

医薬品の種類、医薬分業について

医薬品の種類 (2種類)

いっばんよういやくひん
一般用医薬品



いらない



〔 処方せんがなくても、薬局、
ドラッグストアで買うことができます 〕

いりようよういやくひん
医療用医薬品



必要



〔 処方せんがないと、薬局で
受け取ることができません 〕

医薬分業

いやくぶんぎょう
医薬分業

(診察は医師、 薬局の薬剤師)

一般用医薬品を買う
健康相談



医療用医薬品を
受け取る



しんさつ
診察



薬剤師

必要な時は連絡を取っている



医師

～病院で診察を受け、薬局で医療用医薬品を受け取る仕組みのことを**医薬分業**といいます～

医薬分業により、必要な時は**薬剤師**と医師が連絡を取るため処方ミスや疑問点が解消されたり、
患者は**薬剤師**から医薬品の使い方や注意点をじっくり説明してもらえるなどの利点があります。

薬局には薬の専門家である**薬剤師**がいるため、病院に行くほどではない体調不良の方に一般用
医薬品を販売したり**無料**で健康相談も受け付けており、身近な医療提供施設です。

健康やお薬などについて、気になることがある方は、相談薬局・出張相談会で薬剤師に気軽にお尋ねください。

《 一出張相談会 — 保健室に薬剤師が来ます 》
おくすりナビの内容、医薬品や健康、薬物乱用など
について、相談・聞きたいことがある人は保健室まで！
コロナ禍が落ち着くまで、当面開催を見合わせます。

作成・発行元 北陸大学薬学部
准教授 大柳賀津夫(薬剤師)
准教授 岡本晃典(薬剤師)
5年生 小坂航太、瀬戸和志

